

(1) 現状と課題

国においては、「ハートビル法」，「交通バリアフリー法」などの法整備が進んでおり，本市では，「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき，すべての市民が地域で相互に支え合い，安心して生活するとともに，自らの意思で自由に行動し，広く社会活動に参加することを可能にするための環境整備を推進しています。

実態調査では，「外出したときに不便に感じたところ」として，身体に障がいのある人では，「建物の出入口，廊下に段差が多い」，「道路の段差，路面のでこぼこが多い」，「電車・バスの乗り降り等が困難」，知的障がいのある人では，「歩道が狭い」，「道路の段差，路面のでこぼこが多い」，「歩道上の障害物が多い」が挙げられており，今後とも，誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し，積雪・寒冷という本市の地域特性を踏まえながら，住まいや公共的建築物，歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

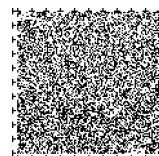
また，「事故や災害が起きたときの避難」について，「自分一人で行く」と回答した人は，身体に障がいのある人で13.8%，知的障がいのある人で5.5%となっており，事故や災害の発生時の地域における障がいのある人に対する支援体制を検討する必要があります。

(2) 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず，誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため，障がいのある人をはじめとするすべての人が安全に安心して生活し，社会参加できるよう，住宅，公共的建築物，公共交通機関，歩行空間などの生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。

また，障がいのある人等に配慮した防災・防犯対策を推進します。



(3) 施策の推進方向と主要施策

ア 福祉のまちづくりの推進

《主要施策》

(7) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人をはじめ、誰もが地域で相互に支え合い、安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的建築物や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者や建築技術者などへの普及・啓発に努めるとともに、函館市福祉のまちづくり推進委員会などを通じて、建築、経済、保健、福祉などの幅広い分野の構成団体に対する、条例の趣旨等の周知に努めます。

福祉のまちづくり条例施行前の民間の既存建築物におけるバリアフリー整備を促進するため、改修費用の補助などの支援を行います。

障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、啓発・広報を行い、理解の促進に努めます。

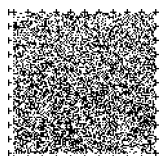
イ 住まいの整備

《主要施策》

(7) 住宅の確保

公営住宅の建設・建替えに際して、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、段差の解消やエレベーターの設置など、障がいのある人等に配慮した整備を推進します。

特定目的住宅として建設した住宅への、障がいのある人・高齢者の優先入居を引き続き実施します。



住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、グループホームや福祉ホームなどの充実を図ります。

(イ) 住宅改善の促進

段差の解消や手すりの設置など、障がいの特性やニーズに対応した住宅改修に関する相談や、資金の貸付・助成制度の活用を促進を図ります。

ウ 移動・交通対策の推進

《主要施策》

(7) 道路、交通安全施設の整備

安全で快適な歩行空間を確保するため、関係機関との連携を強化しながら、道路や交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、視覚障がいのある人や車いす利用者などの移動の妨げとなる路上放置物や違法駐車車の排除などについて、啓発・広報や注意指導に努めます。

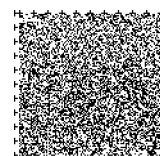
(イ) 移動・交通手段の確保

障がいのある人もない人も、すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床電車やノンステップバスの導入の促進に努めます。

公共交通機関を利用するうえで制約が多い重度の障がいのある人の移動手段を確保するため、タクシー基本料金の助成等の支援に努めます。

(ウ) 外出支援の充実

障がいのある人が安心して外出できるよう、公共的な施設の整備状況に関する情報の提供に努めるとともに、重度の障がいのある人の外出を促進するための方策の充実を図ります。



多様化する観光ニーズに的確に対応し、すべての人が快適に過ごすことができるよう、観光関連施設などのバリアフリー化に努めるとともに、障がいのある人の利用に配慮した観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

エ 防災・防犯対策の推進

《主要施策》

(7) 防災・防犯対策の推進

災害弱者の実態把握と緊急連絡体制の整備・拡充，さらには，地域内の協力体制を築くため，自主防災組織の育成・支援などによるネットワークづくりに努めるとともに，市民意識の醸成に努めます。

災害や犯罪，事故に対する障がいのある人の不安を取り除くため，地域住民による自主防災組織や警察，消防等の関係機関との協力のもとに，情報伝達，適切・迅速な避難誘導体制等，災害弱者の安全確保のための取組みを促進します。

障がいのある人が避難生活を送る際の生活必需品の配付をはじめ，避難者の健康管理や関係機関との連絡，さらには，障がいに応じた情報の伝達や介助の方法など，避難所における運営体制について検討し，その確立に努めます。

